（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九　（略）	（略）
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十の二　保安基準第八条第六項に係る試験	十八万七千円
十の三　保安基準第八条第七項に係る試験	三十五万二千円
十一～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	三十五万二千円
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	三十五万二千円
第十号の二及び第七十七号	十八万七千円
第十一号及び第十一号の二	十八万七千円
（略）	（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

第十号の二	三十五万二千円
第十号の三	四十七万七千円
第七十七号	三十五万二千円
（略）	（略）

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九　（略）	（略）
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十一～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第十一号の二	十八万七千円
（略）	（略）

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

第七十七号	三十五万二千円
（略）	（略）